

『東日本大震災復興支援チャリティ文化公演』 観覧秋田ツアー 参加申込書

『東日本大震災復興支援チャリティ文化公演』 観覧秋田ツアーに参加します。

| チェック印 | コース | ご旅行代金 |
|-------|-------------------------|---------|
| | ① 基本コース/3泊4日 | 46,500円 |
| | ② 10/7-9参加/9日朝 秋田解散 | 35,000円 |
| | ③ 10/7-9参加/田沢湖駅解散 | 36,500円 |
| | ④ 10/8 公演後参加~10/10解散 | 24,000円 |
| | ⑤ 10/9 秋田より参加~10/10解散 | 15,000円 |
| | 東京⇄秋田無料バス(往路・復路/秋田・田沢湖) | |

①~③のご旅行代金には
10月8日文化公演チケットも
含まれております。

【お部屋追加代金】

- ・2名1室利用 お一人様 2,500円
- ・1名1室利用 お一人様 4,000円
(お1人1泊当たりの追加料金)

(希望コースにチェック印をお願いします。)

※上記以外のコース希望の方は、希望コースをお知らせください。

| NO. | お名前 (フリガナ) | 性別 | 住所 (TEL/FAX) | その他希望 |
|-----|------------|----|--------------|-------|
| 1 | | | 〒 TEL FAX | |
| 2 | | | 〒 TEL FAX | |
| 3 | | | 〒 TEL FAX | |
| 4 | | | 〒 TEL FAX | |
| 5 | | | 〒 TEL FAX | |

【お申込方法】 上記申込書に必要事項をご記入いただき、当社宛に郵送又はFAXにて送付願います。
但し、FAXの場合は送り間違いがないよう送信後は、お手数でも着信の確認をお願いします。

共催：秋田県東京事務所

秋田県東京事務所では、東日本大震災からの復興を支援するため、本観覧ツアーの東京-秋田間のバス運行について協力しています。

【ご旅行のお申込・お問合せは】

秋田中央交通(株) 観光センター

〒010-0931 秋田県秋田市川元山下町6番12号
TEL 018-823-4415 FAX 018-823-1565
営業時間：平日8:30-17:00 土曜8:30-12:00(日・祝日休業)
担当：西村 祐二(総合旅行業務取扱管理者)

ご旅行条件(要旨) ■お申込みの際に必ずお読みください。

この旅行は秋田中央交通(株) (以下「当社」) が主催する旅行です。旅行条件は、コースに記載されている条件の他、下記並びに観光長官認可標準旅行業約款によります。

1. お申込方法及び支払い及び契約の成立

- 1) ご旅行のお申込みは当社指定の旅行申込用紙に記入の上、下記申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金に含まれます。
- 2) 電話での申し込みは受付けておりません。郵送又はFAXにて当社が受理し、当社から受付回答がお客様に届いた時点で成立するものとします。

2. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した交通費、食事料金、観光料金(入場料等)、旅行取扱料金、消費税諸税。旅行日程に明示されない飲食料や個人的性格の費用は含まれません。

3. 最少催行人員

特別表示のない限り20名様となります。参加者数が20名に満たない場合は、当社が旅行を中止する場合があります。その場合は旅行開始日の前日から起算して13日目に当たる日より前にご連絡し、お預かり金は全額お返し致します。

4. 契約の解除及び取消料

お客様のご都合でお申込後、ご旅行取消しされる場合は下記の料率で取消料を頂きます。

| 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって | | | 旅行開始日の前日の解除 | 旅行開始日の当日の解除(出発前) | 旅行開始後の解除及び無連絡不参加 |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------------|------------------|
| 21日目にあたる日以前の解除 | 20日前~8日目の解除 | 7日前~2日目の解除 | | | |
| 取消料 | 無料 | 旅行代金の20% | 旅行代金の40% | 旅行代金の50% | 旅行代金の100% |

5. 責任及び免責事項

- 1) 当社は当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合損害賠償します。但し次に例示する様な事由により損害を被られた場合は責任を負いません。
天災地変、気象条件、暴動、運送宿泊機関の火災、官公署の命令、伝染病の隔離、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通などで生じる日程変更及び中止。
- 2) 当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により一定の補償金及び見舞金を支払います。